大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱を改正しました！

■主な改正内容

令和7年6月1日改正

駐車場の整備基準の見直し

建築物でない駐車場の整備基準について、バリアフリー法*1省令*2の改正内容にあわせます。

主な要綱の改正内容

○車いす使用者用駐車施設の設置数に係る基準

バリアフリー法省令の改正により、車いす使用者用駐車施設の設置数について、駐車台数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

従前の基準【要綱改正前】
1以上の車いす使用者用駐車施設の確保

→

新基準【要綱改正後】
駐車場の規模に応じた車いす使用者用駐車施設を確保
200台以下は総数の2%以上
200台超は1%＋2以上

*1バリアフリー法…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

*2省令…移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

問合せ先
大阪市都市計画局 計画部都市計画課　TEL:06-6208-7872
〒530-8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所7階）